

日本セキュリティ・マネジメント学会 功績賞運営細則

JSSM-3-731 2007. 11. 30 制定
2012. 06. 01 改定

1. 功績賞候補者の提案

功績賞の候補者の提案は、常任理事が常任理事会に提案することとする。

2. 審査委員会

功績賞の候補者の提案があった場合は、常任理事会は会員からなる審査委員会を設置し、審査を行う。

3. 審査方法

審査委員会は候補者のそれまでの活動が、セキュリティ・マネジメントの発展や当学会の運営に、永年にわたり顕著な貢献をしたものとの規定に照らしてふさわしいかを判断基準として審査し、その結果を常任理事会に報告する。常任理事会は授与の可否を決定する。

4. 表彰

(1) 表彰は、決定後に賞状と賞牌の授与を持って行う。あるいは、次の会員総会に合わせて行うこともできる。

(2) 功績賞受賞者の氏名、所属、受賞理由は、学会Web やニュースレターにおいて審査報告の概要を含めて公表する。

5. その他

当細則の改廃は、常任理事会の決議を経て行う。

付則 この細則は、2007年 11月 30日から施行する。

2012. 05. 29 改定は、2012年 06月 01日から施行する。

以上